

内子町地域防災計画(原子力災害対策編)

# 内子町住民避難計画

平成 28 年 8 月修正

内 子 町

## 目 次

1	計画の基本的事項	
1-1	内子町住民避難計画の目的	1
1-2	内子町住民避難計画の位置付け	1
1-3	内子町住民避難計画の性格（緊急事態の段階）	1
2	避難計画の基本方針等	
2-1	避難計画の基本方針	3
2-2	避難にあたっての基本的な考え方	3
2-3	緊急事態の段階	8
2-4	屋内退避、避難等に関する指標	10
3	避難計画の対象範囲	
3-1	避難計画の対象とする地域	11
3-2	避難等の対応方針	12
4	避難に関する情報伝達	
4-1	住民等への情報伝達	14
4-2	住民等からの問い合わせに対する対応	14
5	避難誘導及び住民の輸送	
5-1	一時集結所、広域避難所等	15
5-2	避難（輸送）経路	15
5-3	学校施設からの輸送	16
5-4	避難誘導、確認	16
6	災害時要援護者に対する避難支援等	
6-1	在宅要援護者の避難	21
6-2	在宅要援護者の状況	21
6-3	外国人に対する避難支援	21
6-4	災害時要援護者施設の避難体制	22
8	避難住民の受入及び支援体制等	
7-1	避難住民の受入について	23
7-2	避難所及び救護所、避難経由所の開設、運営等	23
7-3	避難者への情報提供	23
9	資料編	24～44

## 内子町住民避難計画(原子力災害対策編)

---

編集発行 内子町

事務局 内子町総務課危機管理班  
〒795-0392 愛媛県喜多郡内子町平岡甲1 6 8  
電話 0893-44-2111(代) 内線 330・317  
直通 0893-44-6150

---

## 1 計画の基本的事項

### 1-1 内子町住民避難計画の目的

平成23年3月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という。)の事故では、原発から10km圏内設定されていた防災対策重点地域(E P Z)を越えて放射性物質が拡散したことから、従来の原子力防災対策について、広域的な住民避難への備えが十分でなかったことなどの課題が明らかになったところである。

これらの教訓を踏まえ、平成24年9月に発足した原子力規制委員会は、同年10月に「原子力災害対策指針」を制定し、原発から概ね半径5km圏を「予防的防護措置を準備する区域(P A Z)」、概ね30km圏を「緊急時防護措置を準備する区域(U P Z)」に設定し、原子力防災対策重点区画を原発から30kmに拡大した。

内子町は、四国電力株式会社伊方発電所(以下「伊方発電所」という。)から概ね30km圏域(U P Z)に黒内坊地区(49世帯、123人)が含まれている。また、今後の想定として、原子力災害の被害度がより高いと想定される場合は、40km圏域、50km圏域も避難地区として位置づける必要性も出てくる。

このことから、平成25年3月に定めた内子町地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、内子町住民避難計画(以下「本計画」という。)を策定し、伊方発電所で原子力災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、住民等の円滑な避難及び防護措置等を実施するために必要な事項を定めるものである。

### 1-2 内子町住民避難計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、内子町地域防災計画(原子力災害対策編)の下部計画として位置づけるものである。

なお、本計画は、国の防災基本計画、原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)、愛媛県広域避難計画、内子町地域防災計画と連動し、これらの指標、基準等の見直しが行われた場合には、適宜、見直しを行うものとする。

### 1-3 内子町住民避難計画の性格(緊急事態の段階)

原子力災害発生時の緊急事態における防護対策は、準備段階、初期対応段階、中期対応段階、復旧段階に分けることができる。

各段階の主な取り組みとして、

準備段階では、

- 緊急時を想定した行動計画の策定、訓練等での検証・評価、改善

初期対応段階では、

- 限られた情報の中での原子力災害の影響を可能な限り最小限に抑えるための迅速な防

### 護措置等の対応

中期対応段階では、

○ 放射線状況の把握に基づく初期の防護措置の変更や解除、長期防護措置の検討

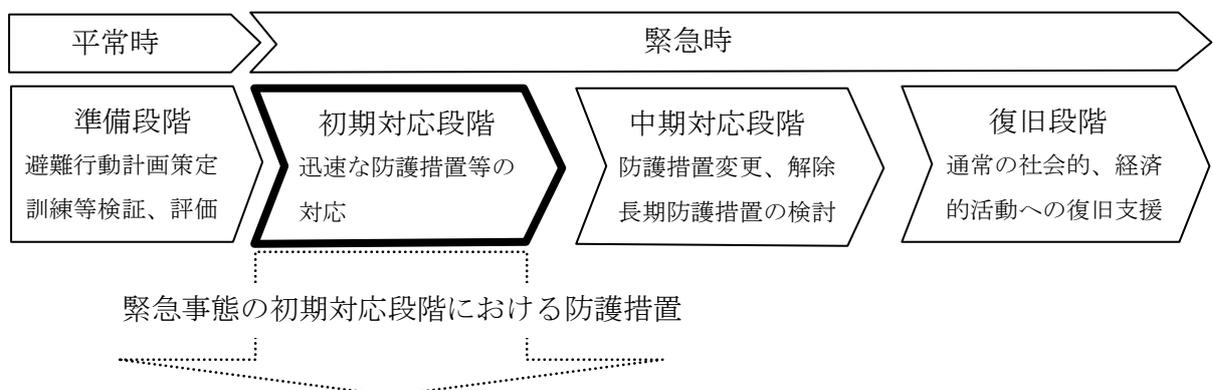
復旧段階では、

○ 被災地域の長期的な復旧計画の策定、通常の社会的、経済的活動への復帰の支援

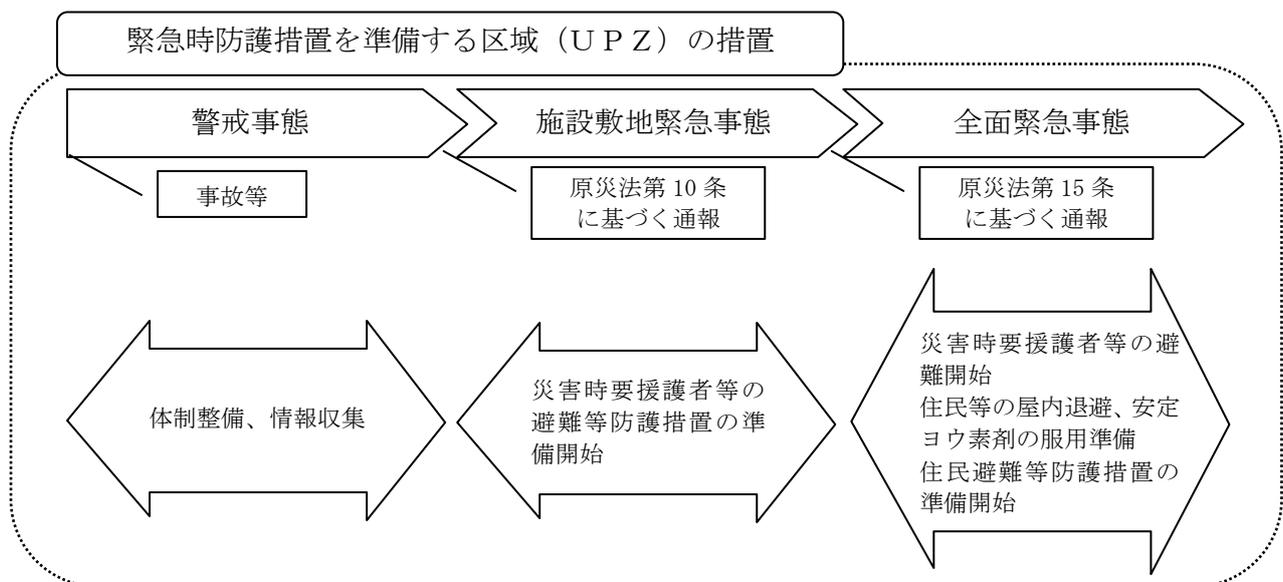
特に、初期対応段階においては、住民等へ放射線等の影響発生を回避するため、原子力施設の状況に応じた予防的防護措置及び緊急時モニタリングに基づく緊急時防護措置を講じなければならない。

この初期対応段階における予防的防護措置及び緊急時防護措置を混乱なく円滑に実行するため、本計画は、伊方発電所での事故の連絡を受けた直後から避難完了までの対応を定めるものである。

### 【緊急事態の段階】



### 【緊急事態区分及び避難等防護措置の概要】



## 2 避難計画の基本方針等

### 2-1 避難計画の基本方針

- 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）における情報伝達体制の整備、避難先、避難方法を明示する。
- 緊急事態区分ごとの対応方法を明示する。
- 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて、大量の放射性物質放出前までの避難完了を目指す。
- 災害時要援護者等の安全かつ迅速な避難を実施する。

### 2-2 避難にあたっての基本的な考え方

#### (1) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）への避難指示等について

##### ① 警戒事態段階（以下「Aレベル」という。）

災害時要援護者等に対し、避難準備を連絡する。

保育所、幼稚園、小学校、中学校に帰宅準備を連絡する。

（住民等の留意事項）

- 住民は外出を控え、今後の情報に注意する。
- 災害時要援護者及び関係者は、避難手段の確保等の準備を行う。
- 町外からの就労・就学者及び観光客等一時滞在者（以下「観光客等」という。）は、直ちに町外へ退去する。

##### ② 施設敷地緊急事態段階（以下「Bレベル」という。）

保育所、幼稚園、小学校、中学校の児童、生徒等は、保護者の迎えまたはスクールバス等により帰宅させる。

住民に対し、屋内退避、避難指示等に備え、帰宅を促す。

##### ③ 全面緊急事態段階（以下「Cレベル」という。）

避難や屋内退避の指示等を行う。併せて、原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、安定ヨウ素剤の配布・服用について、国の原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部や県災害対策本部、又は内子町が指示等を出す。

（住民等の留意事項）

- 住民は帰宅をして屋内退避する。
- 帰宅退避後は、顔や手を洗い、うがいを行う。
- 退避建物はすべての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断する。
- 正確な情報収集に努める。
- 観光客等は、直ちに町外退去する。

運用上の介入レベル（O I L）に基づき、対象地域に避難の指示等を行う。

（以下避難指示等後の対応）

避難時に安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、配布時の注意事項（資料）を確認し服用する。

**自力で避難可能な住民は、**

**自主防災組織単位で定める一時集結所に「住民避難カード」を提出し、自家用車等により避難を行う。（渋滞を避けるため、隣近所で乗合せるなどの方法で避難する。）**

**自力で避難できない住民は、**

**町が手配する車両（町バス、公用車等）により、自主防災組織単位で定める一時集結所に搬送し、一時集結所からバス等により避難を行う。**

※ 愛媛県に対する一時集結所へのバス等の手配は、Aレベルにおいて取りまとめ、O I Lに基づく避難基準に達した場合、即避難できるよう調整する。

（住民等の留意事項）

- 避難時の持ち物は、貴重品、携帯用ラジオ、携帯電話、常用している薬、着替え、菓子類など（自然災害時のものと同様）
- 避難時は、長そで上着やマスク、帽子を着用する。
- 自宅の電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確認する。
- 車の窓は、閉めて移動する。
- 「避難者カード」（※町が事前に準備）の取り扱いと避難先の確認
  - ・各世帯において「避難者カード」に普段から必要な事項を事前に記入しておく。
  - ・一時集結所（又は集会所）において「避難者カード」を提出し、あわせて避難先を確認する。
  - ・行政区単位で「避難者カード」を収集した場合は、取りまとめて一時集結所に提出する。
  - ・知人宅等へ避難する場合についても同様に「避難者カード」に必要事項を記入し、区長、自主防災組織等に提出する。

## (2) 安定ヨウ素剤の取り扱い

原子力規制庁の「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」には、全面緊急事態に至った場合、UPZ内では屋内退避を実施し、その後、UPZ外も含めて、プラント状況や空間放射線量率に応じて、避難等の防護措置が講じられる。安定ヨウ素剤は、この避難や屋内退避の際に服用する。安定ヨウ素剤を服用する場合は、3才未満の乳幼児も服用の対象となるため、集合場所や避難所においては、薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び町職員が、液状の安定ヨウ素剤を調整できる体制を整備しなければならない。さらに、屋内退避と併せて安定ヨウ素剤を服用する必要がある場合は、備蓄場所から各戸に、防災車等により配布する。

なお、避難経路中に配布場所を設けることが困難である、配布体制の準備に時間を要する等の状況により避難や屋内退避の際に迅速な配布が困難と考えられる地域や対象者等については安定ヨウ素剤を事前配布することも可能であることから、今後具体的な配布手順を検討する中で、事前配布を含めて検討する。

### ①有効性

原子力災害時に放出された放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への影響が著しいと予測された場合、安定ヨウ素剤を予防的に服用すれば、甲状腺への放射性ヨウ素の集積を効果的に抑制し、甲状腺への障害を低減できることが報告されている。このため、国の原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県災害対策本部の指示に基づき、屋内退避や避難の防護対策とともに安定ヨウ素剤を予防的に服用することとする。

### ②服用対象者

放射線被ばくによる甲状腺への影響は、甲状腺がんがある。被ばく後の甲状腺がんの発生率は、乳幼児の被ばく者で増加する場合があるが、40歳以上では余り増加はしないとされている。しかし、近年の研究ではそうでもないようである。年齢に応じて、安定ヨウ素剤の服用対象を定める必要がある。特に、新生児、乳幼児には、安定ヨウ素剤服用の措置について最優先とするべきである。

ただし、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないよう配慮する。

- ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者
- ・造影剤過敏症の既往歴のある者
- ・低補体性血管炎の既往歴のある者又は治療中の者
- ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者

### ③服用量及び回数

安定ヨウ素剤の服用による副作用は稀であるが、副作用を可能な限り低減させるため、年齢に応じた服用量を定めるとともに、服用回数は原則1回とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させること。

### ④服用制限

安定ヨウ素剤の服用により、重篤な副作用のおそれがある者には、医師等の判断により、安定ヨウ素剤を服用させないよう配慮し避難を優先させる。

### ⑤服用量及び服用方法

3歳未満の対象者については、医薬品ヨウ化カリウムの水溶液をそれぞれの対象に応じた正確な服用量としたものを用いる。

3歳以上13歳未満は医薬品ヨウ化カリウムの丸薬1丸、13歳以上については丸薬2丸を服用する。

なお、**緊急時における迅速な対応のために、小学生に対しては一律、医薬品ヨウ化カリウム丸薬1丸、中学生以上に対しては一律、医薬品ヨウ化カリウム丸薬2丸を用いることが実際的である。**

安定ヨウ素剤の予防服用量をまとめると、次の表のとおりである。

対象者	服用量	ヨウ素量	ヨウ化カリウム量
新生児	内服液 0.6ml (丸薬 1/3 丸)	12.5mg	16.3mg
生後 1 ヶ月以上 3 歳未満	内服液 1.3ml (丸薬 2/3 丸)	25.0mg	32.5mg
3 歳以上 13 歳未満	丸薬 1 丸	38.0mg	50.0mg
13 歳以上	丸薬 2 丸	76.0mg	100.0mg

#### ⑥服用の時期

原則として、PAZ外においては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、避難や屋内退避等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、国の原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部や県災害対策本部又は、内子町が指示を出す。なお、医師の関与の下で、配布・服用を実施する。

#### 【安定ヨウ素剤の投与時期と効果】

安定ヨウ素剤の投与時期	抑制効果
放射性ヨウ素が摂取される前の 24 時間以内又は直後	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素が摂取された後 8 時間以内	40%以上の抑制効果

※安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを抑えるのみであり、放射性ヨウ素が体内に取り込まれる事それ自体を防ぐことはできない。

#### (3) スクリーニング等の対応

避難住民の汚染検査、除染等緊急被ばく医療については、状況に応じて一時集結所と避難先との間で県が指定する場所においてスクリーニングを実施する。

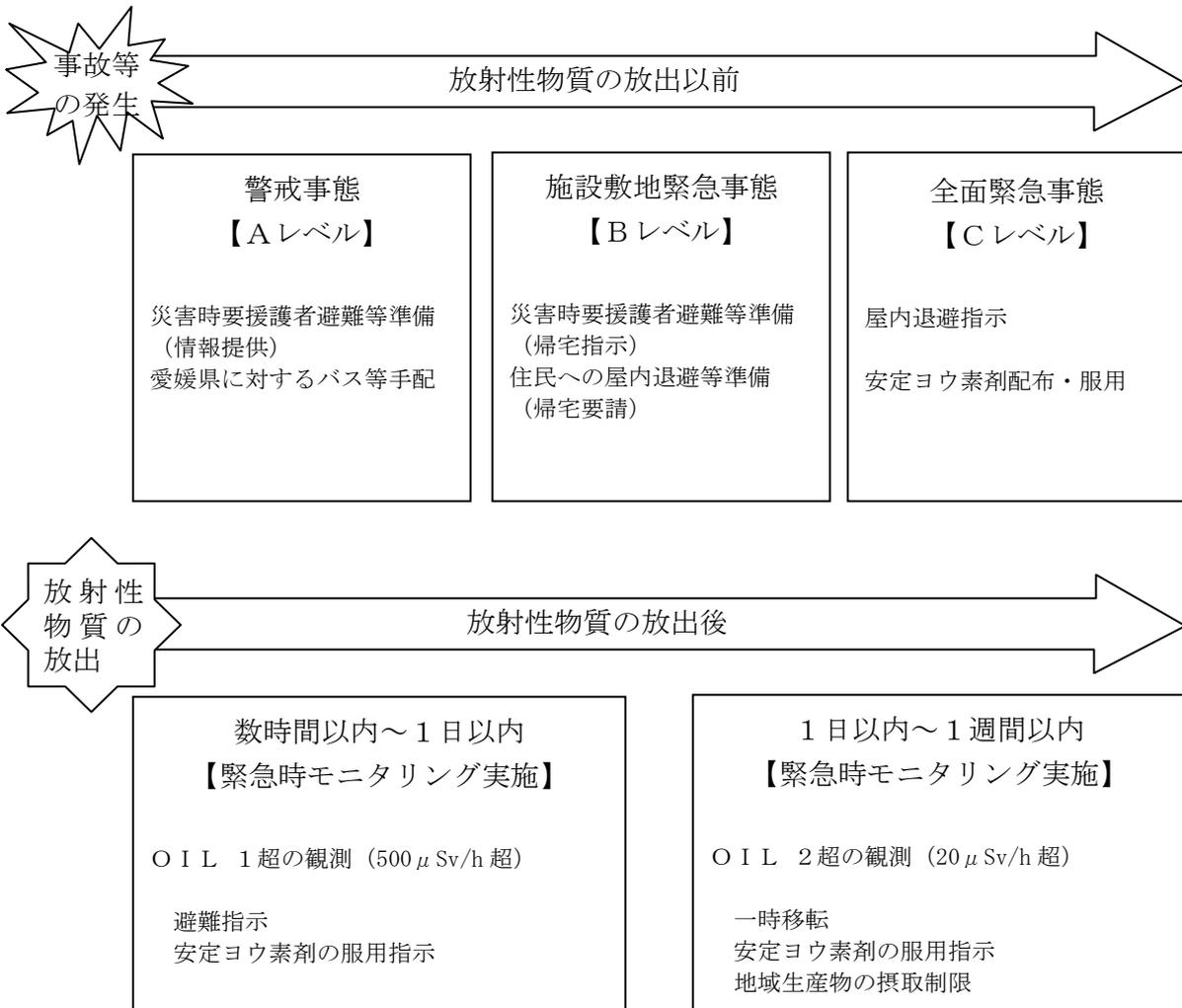
町は、県が実施するスクリーニングに可能な限り協力する。

#### (4) その他避難時の注意事項

避難する住民は、風向等を考慮しながら、伊方発電所から遠ざかる方向に移動することを基本とする。

避難指示等があった対象地域の住民で、避難指示等があった時点で、町外に滞在している場合は、直接、避難経路所に移動する。

【避難等防護措置実施フロー】



## 2-3 緊急事態の段階

伊方発電所の事故等の情報を国、愛媛県、四国電力株式会社等から、迅速かつ正確に収集、整理し、必要に応じた段階的な対策の体制を図り、住民に混乱が生じないように配慮する。

### 【緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）の概要】

レベル	避難体制等	実施主体
A	事故等 「警戒事態」 町災害警戒本部の設置 愛媛県との対策協議 情報収集 住民広報の実施 緊急時モニタリングの準備	愛媛県 町災害警戒本部
↓		
B	原災法第10条に基づく通報 「施設敷地緊急事態」 町災害対策本部の設置 国、愛媛県との対策協議 情報収集 緊急時モニタリングの実施 住民広報の実施	国 愛媛県 町災害対策本部
↓		
C	原災法第15条に基づく通報 「全面緊急事態」 原子力緊急事態宣言発令 緊急時モニタリングの実施 住民広報の実施 UPZ区域の屋内退避指示等 OILの基準により、放射性物質の放出量、気象条件、モニタリング結果を考慮し、概ね30km圏域の住民避難を実施	国 愛媛県 町災害対策本部

### 【現行の原災法等における基準を採用した当面の緊急時活動レベル（EAL）】

- (1) 警戒事態  
原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用
- (2) 施設敷地緊急事態  
原災法第10条の通報すべき基準を採用  
(一部事象については、全面緊急事態に変更)
- (3) 全面緊急事態  
原災法第15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用  
(一部事象については、原災法第10条より変更)

		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	①県において震度6弱以上の地震が発生した場合	体制構築や情報収集を行い、災害時要援護者等の避難等防護措置の準備を開始する。
		②本県において大津波警報が発令された場合	
		③原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等	
		④その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	
緊急事態区分	施設敷地緊急事態	①原子炉冷却材の漏えい	PAZ内の住民等の避難準備及び災害時要援護者等の避難等防護措置を開始する。
		②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動	
		③蒸気発生器への全ての給水機能の喪失	
		④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留除去機能喪失	
		⑤交流電源喪失（5分以上継続）	
		⑥非常用直流母線が1となった場合の直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続	
		⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下	
		⑧原子炉停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失	
		⑨原子炉制御室の使用不能	

		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
全面緊急事態		①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施
		②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失	
		③原子炉の非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能	
		④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達	
		⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失	
		⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失	施設に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線率に基づく防護措置を実施する。
		⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続	
		⑧炉心溶融を示す放射線量又は温度の検知	
		⑨原子炉容器内の照射済みの燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知	
		⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続	
		⑪原子炉制御室等の使用不能	
		⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下	
		⑬敷地境界の空間放射線量率5 $\mu$ Sv/hが10分以上継続	

## 2-4 屋内退避、避難等に関する指標

伊方発電所の全面緊急事態における避難指示等（UPZの範囲）については、緊急時モニタリングによる測定結果、運用上の介入レベル（OIL）の値を超えた場合実施される。

### 【防護措置実施の判断基準】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間以内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
緊急防護措置	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) <hr/> $\beta$ 線：13,000cpm ※1ヶ月後の値 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに住民等を1週間以内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

### 【避難等防護措置】

#### (1) 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るもの

##### ① 避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの

##### ② 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの

#### (2) 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入

抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被爆の低減を図るもの。

特に、病院や社会福祉施設等においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

### 3 避難計画の対象範囲

#### 3-1 避難計画の対象とする地域

内子町内における伊方発電所から概ね30km圏内の地域は次のとおりである。

伊方発電所で発生した事故等、有事の際には、国、愛媛県等からの指示等、若しくは自らの判断により、災害対策基本法及び原災法に基づき、町長は、避難指示等を発令する。

愛媛県のUPZ(伊方発電所から概ね30km圏域)に含まれる五十崎黒内坊地区は、第1次避難地区として位置づける。また内子町としては、事故の大きさにより一概には言えないが、今後の想定避難地区として、40km圏域内を第2次避難地区、50km圏域内を第3次避難地区として位置づける。

#### 【避難計画の対象とする地域】

距離	自主防災組織名	対象地域(行政区)	人口
25~30km	五十崎龍王	黒内坊 49世帯	123人
		計	123人
		合計	123人

(平成28年4月1日現在)

### 3-2 避難等の対応方針

住民避難の実施に際しては、「2-2 避難にあたっての基本的な考え方」により、伊方発電所の事故の規模等に応じて、緊急時モニタリングによる測定結果を踏まえ、国、愛媛県等と協議し、時間的な進展を考慮して、屋内退避、避難等の対象となる区域を定める。

町は、原子力緊急事態において設置される現地災害対策本部並びに愛媛県オフサイトセンターにあらかじめ指名した職員を配置し、情報の把握と関係機関との緊密な連携を図るものとする。

なお、伊方発電所の事故を想定した避難等の区域については、伊方発電所からの距離、方位に応じて、概ね分けた「内子町が指示等を行う避難区域」を基本とする。

#### 【内子町が指示等を行う避難区域】

国が発表する避難指示等区域	町が住民等に発表する避難指示等区域
2.5 km を超え 3.0 km 以下の間 が避難指示等の場合	黒内坊地区

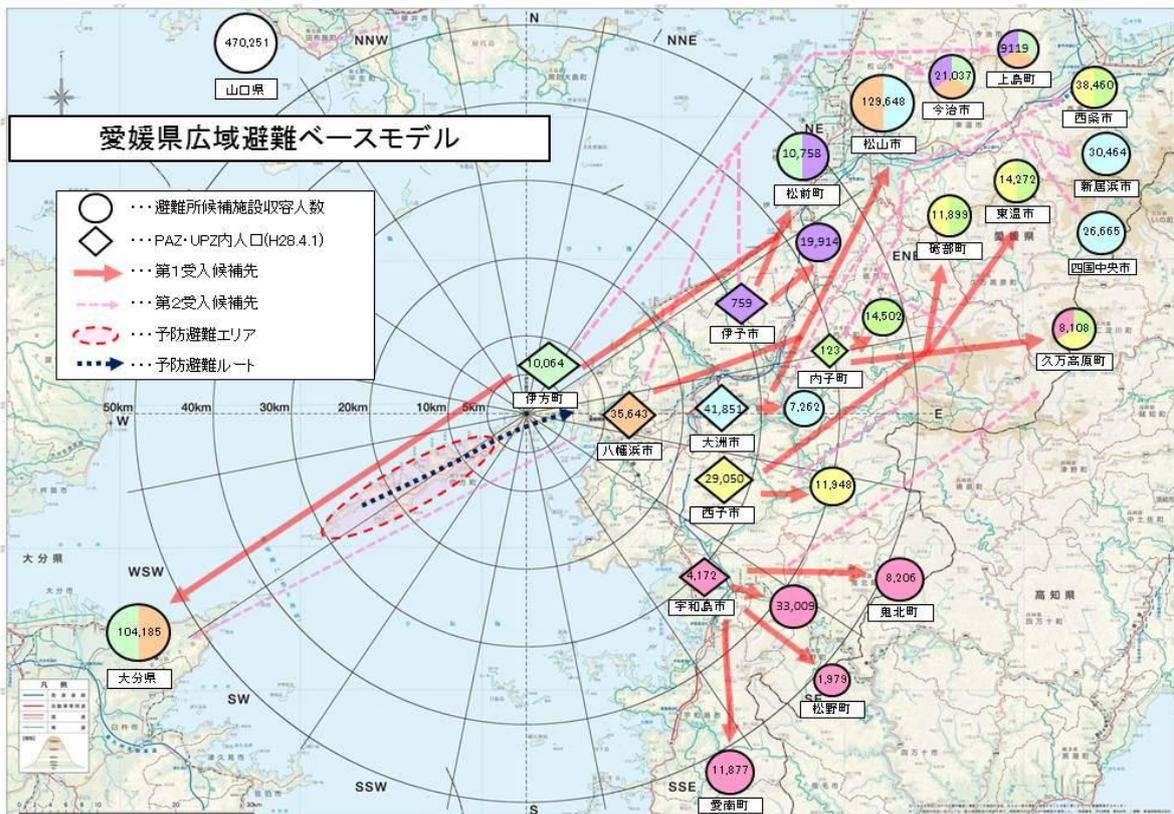
#### 【内子町が今後想定する避難区域】

内子町が指示する避難等指示区域	町が住民等に発表する避難指示等区域
3.0 km を超え 4.0 km 以下の間 が避難指示等の場合	黒内坊地区境界付近から大瀬成屋地区付近
4.0 km を超え 5.0 km 以下の間 が避難指示等の場合	大瀬成屋地区境界付近から小田寺村付近

【原子力災害対策重点地区周辺図】



【愛媛県広域避難ベースモデル】

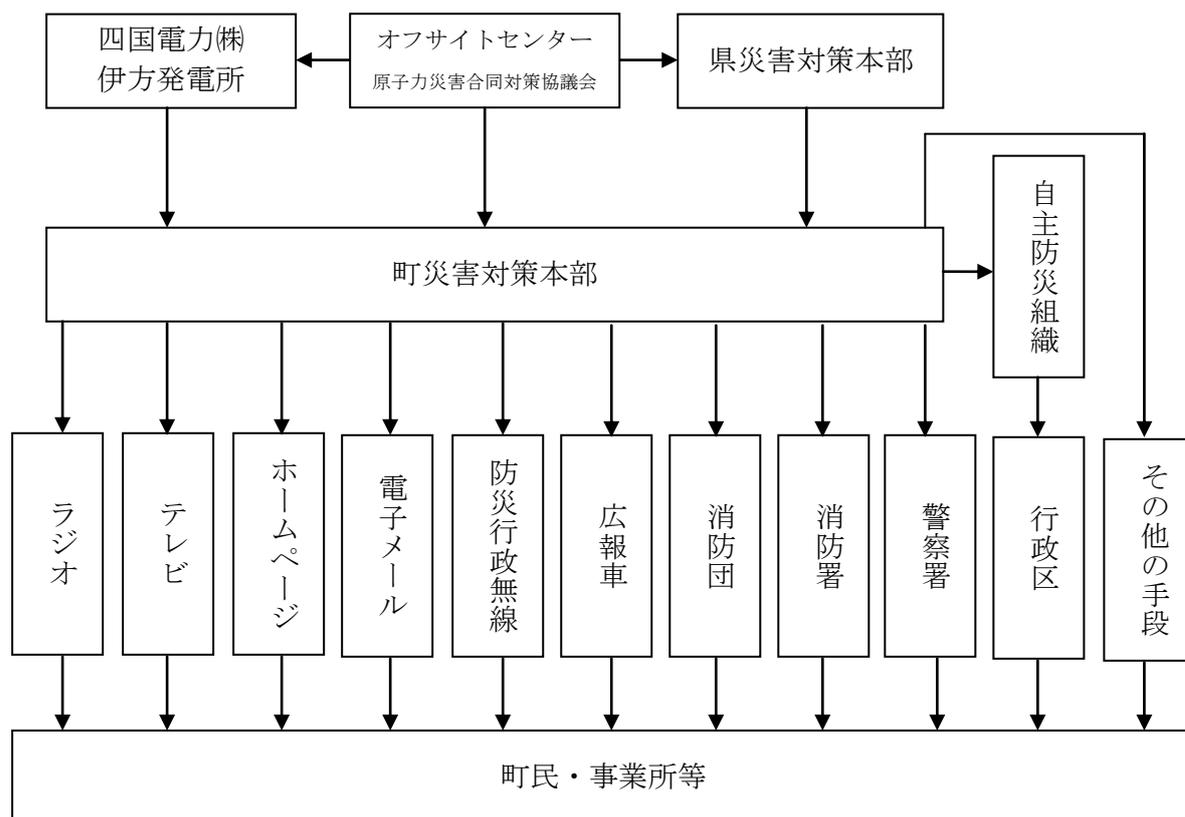


## 4 避難に関する情報伝達

### 4-1 住民等への情報伝達

町防災行政無線のほか、避難等に関する住民等への情報伝達は、次のとおり複数の伝達手段により実施する。

(広報例文は資料編に掲載する。)



### 4-2 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、国、愛媛県及び関係機関と連携し、必要に応じ、住民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制に努める。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、情報の収集、整理、発信を行う。

## 5 避難誘導及び住民の輸送

### 5-1 一時集結所、広域避難所等

自力で避難可能な住民は、自家用車等による避難を優先する。(渋滞を避けるため、隣近所で乗合わせるなどの方法で避難する。)

自力で避難できない住民は、町が手配する車両(町バス、公用車等)により、自主防災組織単位で定める一時集結所に搬送し、一時集結所からバス等により避難を行う。

避難指示等があった対象地域の住民で、避難指示等があった時点で、町外に滞在している場合は、直接、避難経路所へ移動する。

行政区ごとの広域避難場所は別に定める。

#### ■黒内坊地区住民の一時集結所、避難経路所、避難所

##### 第一次避難先

一時集結所	避難経路所	避難所
黒内坊集会所	—	町内：指示する避難所
黒内坊集会所	砥部町陶街道ゆとり公園	砥部町：指示する避難所
黒内坊集会所	久万高原グラウンド	久万高原町：指示する避難所
黒内防集会所	東温市総合公園	東温市：指示する避難所

##### 第二次避難先

一時集結所「黒内坊集会所」 → 広域避難所「西条市：指示する避難所」

### 5-2 避難(輸送)経路

各地区からの一時集結場所、幹線道路までの経路は指定しない。

一時集結所、幹線道路から避難経路所、広域避難所へは、愛媛県広域避難計画に基づいた経路とする。

但し、参考までに、次の通り事例する。

- ① 一時集結所「黒内坊集会所」 → 町内避難所「小田地区：指示する避難所」  
避難路 黒内坊 → R56 → R379 → 「指示する避難所」
- ② 一時集結所「黒内坊集会所」 → 避難経路所「砥部町：砥部町陶街道ゆとり公園」  
避難路 内子町 → R56 → R379 → R33 → 「砥部町陶街道ゆとり公園」
- ③ 一時集結所「黒内坊集会所」 → 避難経路所「久万高原町：久万高原グラウンド」  
避難路 内子町 → R56 → R379 → R380 → R33  
→ 「久万高原グラウンド」

- ④ 一時集結所「黒内坊集会所」 → 避難経由所「東温市：東温市総合公園」  
 避難路 内子町 → R56 → 松山自動車道 → R11 → 「東温市総合公園」
- ⑤ 一時集結所「黒内坊集会所」 → 広域避難所「西条市：指示する避難所」  
 避難路 内子町 → R56 → 松山自動車道 → 小松インター他 →  
 「指示する避難所」

### 5-3 学校等施設からの輸送

登校中等において原子力災害が発生し、避難指示等が出されたときの対応は、「2-2 避難にあたっての基本的な考え方」に基づく対応とする。

保育所、幼稚園、小学校、中学校の児童、生徒等は、施設敷地緊急事態段階（Bレベル）で、保護者の迎えまたはスクールバス等により帰宅させる。

保護者との連絡が取れない児童、生徒等は、施設から教職員等と一緒に避難し、避難経由所で保護者に引き渡すものとする。

安定ヨウ素剤の丸薬が服用できない乳幼児については、調剤が間に合わないと判断される場合は、全面緊急事態段階で避難を開始するものとする。

### 5-4 避難誘導、確認

避難対象地域の住民の避難誘導、避難完了確認は、次の要領によるものとし、可能な範囲で実施するものとする。

#### (1) 避難誘導時の警察、消防との連携

町災害対策本部は、避難対象地域の住民に避難指示等を出す段階で大洲警察署と交通規制の場所、規制予定時間、避難対象地域の確認等を調整するとともに、大洲地区広域消防事務組合に対して、避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼する。

#### (2) 避難誘導時の消防団、自主防災組織等との連携

町災害対策本部は、避難対象地域の一時集結所に町職員を配置し、対象地域の消防団員及び自主防災組織と連携し、自家用車避難、バス避難の住民等及び世帯の避難状況を確認する。

消防団に対して、避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼する。

#### (3) 自家用車での避難についての対応

町は、平常時から自主防災組織等の避難方法と一時集結所（自主防災組織単位）、避難経由所、広域避難所（砥部町、久万高原町、東温市、西条市等）の周知徹底を図る。

避難指示等が発令され、自家用車で直接、避難経由所又は広域避難所等へ移動や避難を行う住民は、隣近所で乗合わせるなどの方法で、自家用車等での迅速な円滑な移動、避難を行う。

#### (4) 避難対象地域の避難完了の確認方法

消防団員及び町職員が可能な限り戸別訪問を実施し確認する。

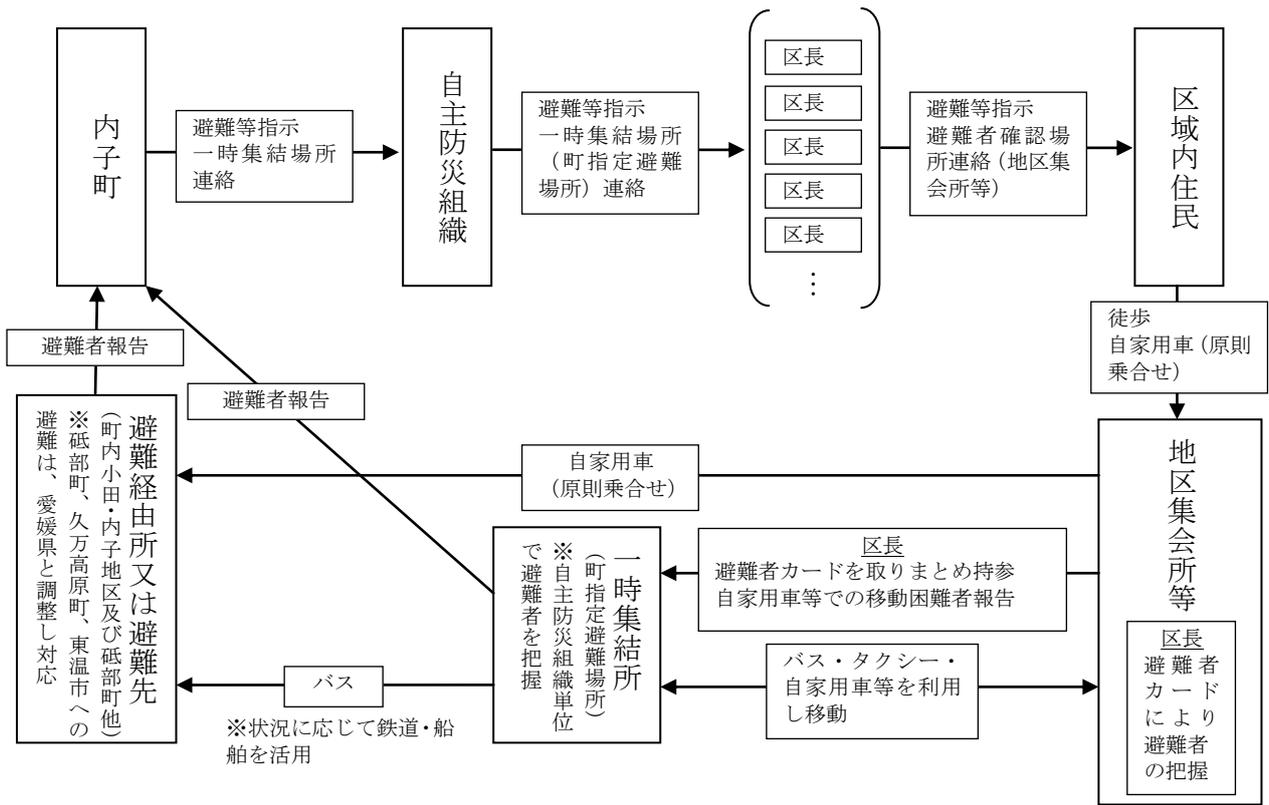
#### (5) 避難完了報告

町職員は、避難の確認を完了した後、町災害対策本部に「避難完了」を報告する。

【避難の誘導、確認の概要】

段階	活動等
準備	<p>町災害対策本部が、避難対象地域の住民への避難指示等の準備をする段階</p> <hr/> <p>① 大洲警察署と交通規制の調整（場所、予定時間、避難対象地域）                      ② 大洲地区広域消防事務組合に避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼                      ③ 消防団に避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼</p>
↓	
避難指示	<p>① 町災害対策本部は、「4-1 住民等への情報伝達」に基づき、避難対象地域の住民等に避難を指示する。                      ② 町災害対策本部は、関係機関との相互連絡を取り、連携を図る。</p>
↓	
一時集結所	<p>町災害対策本部は、避難対象地域の一時集結所に職員を配置する。                      町職員は、対象地域の消防団員及び自主防災組織と連携して次のことを行う。</p> <hr/> <p>① 「避難カード」により、自家用車避難、バス避難の住民等及び世帯の避難状況を確認する。</p>
↓	
避難確認	<p>① 消防団員と町職員とが班を編成するなどにより、可能な限り、一戸ずつ戸別訪問し確認する。                      ② 避難対象地域の住民が外出等により、避難の確認ができない場合、「避難者カード」を作成し、自主防災組織又は一時集結所に配置された町職員に情報を引き継ぎ、引き続き安否確認を行う。                      ③ 一時集結所に配置された町職員は、避難の確認を完了した後、町災害対策本部に「避難完了」を報告する。                      ④ 報告を受けた町災害対策本部は、大洲警察署、大洲地区広域消防事務組合、消防団に避難完了報告を行う。</p>
↓	
避難所	<p>① 避難所の開設場所に町災害対策本部職員を配置する。                      ② 町職員は、広域避難所の職員と協力して、避難者の受け入れ準備を行う。</p>

【避難手順（例）】



うちこちょう  
内子町におけるUPZ内から避難経由所までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の避難の経路を設定。



「伊方地域の緊急時対応」より抜粋





## 6 災害時要援護者に対する避難支援等

### 6-1 在宅要援護者の避難

(1) 情報共有機関及び避難協力機関

大洲地区広域消防事務組合

内子町消防団

大洲警察署

内子町社会福祉協議会

内子町民生児童委員協議会

各地区自主防災組織

(2) 在宅要援護者の避難支援体制

「内子町避難行動要支援者避難支援プラン」を作成し、情報伝達体制、避難支援体制を整備し、要配慮者の避難を支援する。

特に、在宅の要配慮者の避難誘導は、その時の状況や要配慮者の状態によって柔軟に対応する必要があることから、町災害対策本部が避難指示等の準備をする段階で、保健福祉対策部は、輸送計画を担当する総務対策部と調整し、また、情報を共有している機関とも連絡を密にし、避難支援の協力を求め、必要な人員や車両（バス等）の確保に努める。

なお、在宅の要配慮者が避難する際には、同居する家族が同伴することを原則とする。

### 6-2 避難行動要支援者の状況

災害時要配慮者の状況は、「車椅子生活で介助が必要」、「障がい者トイレが必要」、「認知症により理解が苦手」など、多様なケースがあるため、指定する避難所での長期的な生活が困難なケースも予想される。

このようなケースでは、保健福祉対策部は要援護者のニーズに合わせて、広域避難初期における福祉避難所の開設や社会福祉施設等と調整し、要配慮者の避難生活を支援する。

### 6-3 外国人に対する避難支援

日本語での情報が十分理解できない外国人の避難誘導については、やさしい日本語や外国語、身振り、手振りによるコミュニケーションを図り、孤立させないように配慮する。

また、避難情報については、多言語による情報提供が必要な場合も想定されることから、外国人向けの避難誘導マニュアルを作成するよう努める。

## 6-4 災害時要援護者施設の避難体制

### (1) 災害時要援護者施設の状況

町内の災害時要援護者施設は、資料編に掲載のとおりである。

避難先（砥部町、久万高原町、東温市、西条市）の施設については、砥部町、久万高原町、東温市、西条市に協力を求め、町内施設に対し、できる限り情報提供を行い、町内施設と避難先施設の連携が取れる体制を整え、受入態勢の円滑化を図る。

### (2) 災害時要援護者施設の避難

施設入居者の避難方法、避難先（砥部町、久万高原町、東温市、西条市）については、愛媛県広域避難計画の第5章要配慮者の避難体制を基本とする。

#### 愛媛県広域避難計画 第5章 要配慮者の避難体制

避難生活で特段の配慮が必要な要配慮者の避難について、社会福祉施設等入所者は避難先の社会福祉施設等へ緊急入所を行い、病院等入院患者は病院等へ搬送を行うものとする。

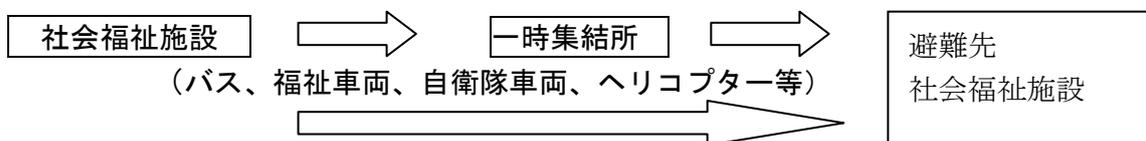
在宅要配慮者については、まずは一般の避難所へ避難したうえで、必要に応じて福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ移送を行うものとする。ただし、避難する際、既に福祉避難所の受入先を確保し移送手段が用意できている場合は、直接避難を行うものとする。

また、要配慮者の避難については、避難に伴うリスクを極力さける必要があるため、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期に行い、避難指示後、搬送手段及び避難先の準備が整った段階で避難を開始するものとする。

なお、放射性物質の放出のおそれがある場合や無理に避難することにより健康リスクが高まる者については、状況に応じて放射線防護対策施設等への屋内避難を組み合わせるものとする。

### 【社会福祉施設入居者の避難の流れ】

避難指示等（車両、徒歩等）（福祉車両、バス、自衛隊車両、ヘリコプター等）



※ 社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示等の発令後、自宅等からの避難を行う。

## 7 避難住民の受入及び支援体制等

### 7-1 避難住民の受入について

町内UPZ圏内住民に対し避難指示等が発令され、町内において避難住民を受け入れる必要がある場合、職員を派遣し避難所開設を行い、UPZ圏内住民避難住民を受け入れる。

### 7-2 避難所及び救護所、避難経由所の開設、運営等

住民避難に際しては、避難経由所、避難所に町職員を配置する。町職員は、避難住民と受入自治体（砥部町、久万高原町、東温市、西条市）とのパイプ役を担う。

避難所の運営は、住民相互に助け合う自治的な組織が主体的に運営する体制に移行する。

住民の不安にこたえるため、避難所に住民相談窓口を設置する体制を整える。

避難が長期化すると見込まれる場合、賃貸住宅、仮設住宅へできるだけ早期に移転できるよう努める。

### 7-3 避難者への情報提供

避難者への情報提供は、災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等、被災者のおかれている生活環境、居住環境等に配慮した情報伝達に努めるものとする。

特に、避難所に居る被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

## 8 資料編

### 8-1 医療機関一覧

#### (1) 町内医療機関

区分	医療機関名	所在地	電話番号	病床数	救護班数
病院	加戸病院	内子町内子 771	(0893)44-5500	88 (88)	
救護診療所	済生会小田診療所	内子町小田 130	(0892)52-3151	10 (10)	—
—	土居内科外科医院	内子町平岡甲 135-1	(0893)44-5521	19 (19)	1

#### (2) 関係医療機関

##### 初期被ばく医療機関

名称	所在地	連絡先	備考
市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平 1 番耕地 638	0894-22-3211(代表)	

##### 二次被ばく医療機関

名称	所在地	連絡先	備考
県立中央病院	松山市春日町 83	089-947-1111(代表)	
愛媛大学医学部付属病院	東温市志津川 454	089-964-5111(代表)	
松山赤十字病院	松山市文京町 1 番地	089-924-1111(代表)	

##### 三次被ばく医療機関

名称	所在地	連絡先	備考
広島大学緊急被ばく医療推進センター	広島市南区霞一丁目 2-3	082-257-5398(直通)	

## 8-2 緊急輸送道路一覧

指定区分	管理区分	路線名	区間
第一次緊急輸送道路	西日本高速道路(株)	四国縦貫自動車道	徳島県境～川之江 JCT～大洲 IC
	国	一般国道 56 号	高知県境～松山市二番町 4 丁目
	県	一般国道 379 号	砥部町大南～内子町吉野川
	県	一般国道 380 号	内子町寺村～久万高原町露峰
	県	主要地方道肱川公園線	内子町知清～内子町平岡
第二次緊急輸送道路	県	一般国道 379 号線	内子町吉野川～内子町平岡
	県	主要地方道内子河辺野村線	内子町五十崎～大洲市河辺町植松
	県	一般県道鳥首五十崎線	大洲市成能～内子町五十崎

## 8-3 災害時公共機関連絡先

### 愛媛県

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
愛媛県庁	県民環境部防災局 防災危機管理課 原子力安全対策課	松山市一番町 4-4-2	089-941-2111 089-912-2335 089-912-2352	790-8570
東予地方局	総務県民課	西条市喜多川 796-1	0897-569-1300	793-0042
東予地方局 今治支局	総務県民室	今治市旭町 1-4-9	0898-23-2500	794-8502
中予地方局	総務県民課	松山市北持田町 132	089-941-1111	790-8502
南予地方局	総務県民室	宇和島市天神 7-1	0895-22-5211	798-8511
南予地方局 八幡浜支局	総務県民室	八幡浜北浜 1 丁目 3-37	0894-22-4111	796-0048

### 市町

市町村名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
松山市	危機管理課	松山市二番町 4-7-2	089-948-6791	790-8571
今治市	防災危機管理課	今治市別宮町 1-4-1	0898-36-1558	794-8511
宇和島市	危機管理課	宇和島市曙町 1	0895-24-1111	798-8601
八幡浜市	総務課危機管理・ 原子力対策課	八幡浜市北浜 1-1-1	0894-22-3111	796-8501

新居浜市	防災安全課	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65-1234	792-8585
西条市	危機管理課	西条市明屋敷 164	0897-56-5151	793-8601
大洲市	危機管理課	大洲市大洲 690-1	0893-24-2111	795-8601
伊予市	防災安全課	伊予市米湊 820	089-982-1111	799-3193
四国中央市	消防本部・危機管理課	四国中央市下柏町 750	0896-23-6611	799-0411
西予市	危機管理課	西予市宇和町卯之町 3-434-1	0894-62-6491	797-8501
東温市	危機管理課	東温市見奈良 530-1	089-964-2001	791-0292
上島町	消防本部総務予防課	越智郡上島町弓削下弓削 1037	0897-77-4118	794-2506
久万高原町	総務課	久万高原町久万 212	0892-21-1111	791-1201
松前町	総務課危機管理室	伊予郡松前町大字筒井 631	089-985-2111	791-3192
砥部町	総務課	伊予郡砥部町宮内 1392	089-962-2323	791-2195
内子町	総務課	喜多郡内子町平岡甲 168	0893-44-2111	795-0392
伊方町	総合政策課 原子力対策室	西宇和郡伊方町湊浦 1993-1	0894-38-0211	796-0301
松野町	総務課	北宇和郡松野町松丸 343	0895-42-1111	798-2192
鬼北町	総務課	北宇和郡鬼北町大字近永 800-1	0895-45-1111	798-1395
愛南町	消防本部防災対策課	南宇和郡愛南町御荘平城 3211	0895-72-0131	798-4110

#### 内子町

名 称	所 在 地	電話番号
内子町役場 本庁	内子町平岡甲 168	(0893) 44-2111
内子町役場 内子分庁	内子町内子 1515	(0893) 44-2112
内子町役場 小田支所	内子町小田 82	(0892) 52-3111

#### 消防

名 称	所 在 地	電話番号
大洲地区広域消防事務組合 消防本部(大洲消防署)	大洲市大洲 1034-4	(0893) 24-0119
内子消防署	内子町内子 1433	(0893) 43-0119
内子消防署 小田出張所	内子町小田 42-1	(0892) 52-3292

警察

名 称	所 在 地	電話番号
大洲警察署	大洲市東大洲 1686-1	(0893) 25-1111
大洲警察署 内子交番	内子町内子 1432	(0893) 43-0110
大洲警察署 大瀬駐在所	内子町大瀬中央 4475	(0893) 43-0110
大洲警察署 城廻駐在所	内子町五百木 177-5	(0893) 43-1000
大洲警察署 立山駐在所	内子町立山 5398-2	(0893) 45-0101
大洲警察署 平岡駐在所	内子町平岡甲 115-1	(0893) 43-1357
大洲警察署 小田駐在所	内子町小田 364-1	(0892) 52-2027
大洲警察署 田渡駐在所	内子町上田渡 811	(089) 969-2300

8-4 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
内子郵便局	内子町内子 1527	(0893) 44-2310
五十崎郵便局	内子町五十崎甲 1118	(0893) 44-3425
小田郵便局	内子町小田 255	(0892) 52-2300
日本赤十字社 愛媛県支部	松山市一番町 4-4-2 (愛媛県庁内)	(089) 921-8603
日本放送協会 松山放送局	松山市堀之内 5	(089) 921-1111
西日本高速道路(株)四国支社	香川県高松市朝日町 4-1-3	(087) 823-2111
四国旅客鉄道(株) 八幡浜駅 (内子駅管轄)	八幡浜市江戸岡 1-11-5	(0894) 22-0495
四国旅客鉄道(株) 内子駅	内子町内子 300	(0893) 44-2233
西日本電信電話(株)愛媛支店 (災害対策室)	松山市一番町 4-3	(089) 936-3570
四国電力(株)大洲営業所	大洲市若宮 535-2	(0893) 24-1960
日本通運(株)西予支店	大洲市北只 1503-7	(0893) 59-1755
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 四国支社 (ネットワーク部災害対 策室)	高松市天神前 9-1 ドコモ四国ビル	(087) 832-2143
KDDI (株)愛媛支店	松山市本町 3-2-1 ブレッサ松山 4階	(089) 832-2143

## 8-5 公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号
内子町社会福祉協議会 内子本所	内子町内子 1515	(0893) 44-2112
内子町社会福祉協議会 小田支所	内子町小田 149-2	(0892) 52-2627
(社)喜多医師会 事務局	大洲市徳森 2632-3	(0893) 25-3090
内子町商工会 内子本所	内子町内子 1502	(0893) 44-2166
内子町商工会 五十崎支所	内子町五十崎甲 1198	(0893) 43-1500
内子町商工会 小田支所	内子町小田 81	(0892) 52-2144
JA 愛媛たいき農協 内子支所	内子町内子 1553	(0893) 44-4111
JA 愛媛たいき農協 立川出張所	内子町立山 1439	(0893) 45-0211
JA 愛媛たいき農協 五十崎支所	内子町平岡甲 76-1	(0893) 44-2188
JA えひめ中央 小田支所	内子町寺村 1018	(0892) 52-3121
内子町森林組合 本所	内子町五百木 186-2	(0893) 44-3118
内子町森林組合 小田支所	内子町小田 81	(0892) 52-3135
伊予鉄南予バス(株)内子営業所	内子町内子 1529-1	(0893) 44-2803

## 8-6 保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校

名 称	所 在 地	電話番号
内子小学校	内子 3147 番地	(0893) 44-2849
内子中学校	内子 2789 番地	(0893) 44-3155
内子高等学校	内子 3397 番地	(0893) 44-2105
内子幼稚園	内子 2405 番地	(0893) 44-2400
大瀬小学校	大瀬中央 4567 番地	(0893) 47-0002
大瀬中学校	大瀬中央 5880 番地	(0893) 47-1141
元程内小学校	大瀬北 990 番地	(0893) 47-0300
立川小学校	立山 1272 番地	(0893) 45-0301
石畳小学校	石畳 4631 番地	(0893) 43-1679
五十崎小学校	五十崎甲 1485 番地	(0893) 44-2024
五十崎幼稚園	五十崎甲 945 番地 1	(0893) 44-3158
こぼと保育園	古田甲 945 番地 5	(0893) 44-2083
天神小学校	平岡甲 455 番地	(0893) 44-2219
五十崎中学校	平岡甲 1569 番地	(0893) 44-2329
御祓小学校	只海甲 456 番地	(0892) 43-0620
参川小学校	本川 3984 番地	(0892) 52-2307
小田小学校	寺村 557 番地	(0892) 52-2318
小田中学校	寺村 2814 番地	(0892) 52-2979
小田高等学校	寺村 978 番地	(0892) 52-3111
田渡小学校	上田渡 294 番地	(089) 969-2036

8-7 町内の高齢者施設一覧

No	施設名	施設種別	定員	住所	電話番号
1	特別養護老人ホーム みどり苑	介護老人福祉施設	50	内子町立山 4740 番地 1	0893-45-0141
2	特別養護老人ホーム 神南荘	介護老人福祉施設	50	内子町五十崎 881	0893-43-1901
3	緑風荘	介護老人福祉施設	30	内子町小田 149-1	0892-52-3101
4	介護老人保健施設ア ンジュ	介護老人保健施設	80	内子町平岡 133	0893-59-2280
5	介護老人保健施設ア ンビションうちこ園	介護老人保健施設	80	内子町内子 3683 番地	0893-59-2211
6	済生会小田老人保健 施設ふじの園	介護老人保健施設	29	内子町小田 149 番地 1	0892-52-3102
7	ユーマーケア内子シ ョートステイ	短期入所生活介護	34	内子町内子 251 番 1	0893-59-2259
8	グループホームあま ご	認知症対応型 共同生活介護	18	内子町只海甲 855 番地 15	0893-44-3551
9	グループホームうち こ園	認知症対応型 共同生活介護	9	内子町内子 3683 番地	0893-59-2211
10	グループホームあお ぞら	認知症対応型 共同生活介護	18	内子町平岡甲 1243 番地 1	0893-44-4555
11	グループホーム 慶 雲	認知症対応型 共同生活介護	18	内子町大瀬中央 5652 番 3	0893-47-0077
12	グループホームゆう なぎ	認知症対応型 共同生活介護	18	内子町城廻 613-1	0893-44-5963
13	グループホーム 紅 葉の里・おだ	認知症対応型 共同生活介護	18	内子町本川 2424 番 19	0892-52-1321
14	グループホーム早雲	認知症対応型 共同生活介護	9	内子町大瀬中央 5652 番 5	0893-59-9600
15	小規模多機能型居宅 介護事業所 さくら	小規模多機能型 居宅介護	-	内子町内子 4271 番地 10	0893-44-2700
16	ユーマーケア内子デ イサービス	通所介護	-	内子町内子 251 番 1	0893-59-2259
17	指定通所介護事業所 済生会 小田デイサービスセ ンター緑風荘	通所介護	-	内子町小田 149 番地 1	0892-52-3101
18	デイサービス施設神 南荘	通所介護	-	内子町五十崎甲 839 番地	0893-431902
19	デイサービス施設み どり苑	通所介護	-	内子町立山 4740 番地 1	0893-45-0141

20	内子町老人デイサービスセンター	通所介護	-	内子町五十崎町甲 945 番地 3	0893-44-5665
21	デイサービスセンターやすらぎ	通所介護	-	内子町内子 716 番地	0893-44-6310
22	デイサービスセンターゆうなぎ	通所介護	-	内子町城廻 613 番地 1	0893-44-5963
23	グリーン・ケア	軽費老人ホーム	30	内子町大字立山 4740	0893-45-0141

#### 8-8 町内の障害者施設一覧

No	施設名	施設種別	住所	電話番号
1	済生会小田指定短期入所生活介護事業所緑風荘	短期入所	内子町小田 149 番地 1	0892-52-3101
2	障がい者福祉サービス事業所うちこ工房	就労移行支援	内子町五十崎甲 1743 番地 4	0893-59-2929
3	障がい者福祉サービス事業所うちこ工房	就労継続支援(A型)	内子町五十崎甲 1743 番地 4	0893-59-2929
4	障がい者福祉サービス事業所うちこ工房	就労継続支援(B型)	内子町五十崎甲 1743 番地 4	0893-59-2929
5	杉の子作業所	小規模作業所	内子町小田 43-1	0892-52-4026
6	内子町障害者地域活動支援センターかいと	地域活動支援センター	内子町五十崎甲 1288	0893-59-2137

8-9 避難収容施設等一覧

避難所兼救援物資集積所	所在地	電話番号	収容可能人員	耐震可否	コンクリート構造
内子スポーツセンター	五百木 192 番地	(0893) 43-0136	670 人		○
五十崎自治センター	平岡甲 185 番地 1	(0893) 43-1221	330		○
小田自治センター	寺村 251 番地第 3	(0892) 52-3117	180		○
内子自治センター	内子 3427 番地	(0893) 44-3073	840		

1 内子地区

地区名	収容施設	所在地	電話番号	収容可能人員	耐震可否	コンクリート構造
内子	内子小学校	内子 3147 番地	(0893) 44-2849	300 人	否	○
	内子中学校	内子 2789 番地	(0893) 44-3155	670		○
	内子高等学校	内子 3397 番地	(0893) 44-2105	520		○
	六日市自治会館	内子 1500 番地	(0893) 43-0174	140		○
	中央自治会館	内子 2395 番地	(0893) 43-3073	60		
	八日市自治会館	内子 2601 番地	(0893) 43-0257	70		
	畑中自治会館	内子 3359 番地	(0893) 43-1125	100		
	廿日市自治会館	内子 316 番地	(0893) 43-0325	60	否	
	第五自治会館	知清 470 番地 1	(0893) 43-0387	70		
五城	内子東自治センター	五百木 187 番地	(0893) 43-0136	650	否	○
	和田自治会館	五百木 2263 番地 1	(0893) 47-0854	80	否	
	長田自治会館	五百木 4192 番地	(0893) 45-3234	260		
	うちこ福祉館	城廻 301 番地 1	(0893) 44-3410	170		○
大瀬	大瀬小学校	大瀬中央 4567 番地	(0893) 47-0002	280		○
	大瀬中学校	大瀬中央 5880 番地	(0893) 47-1141	380	否	○
	元程内小学校	大瀬北 990 番地		820		○
	大瀬自治センター	大瀬中央 4607 番地	(0893) 47-0102	310	否	○
	程内自治会館	大瀬北 3107 番地 1	(0893) 47-0851	110	否	
	川登自治会館	大瀬東 3581 番地	(0893) 47-0858	150		
	池田自治会館	大瀬南 4584 番地	(0893) 47-0852	50	否	
	村前自治会館	大瀬南 590 番地 1	(0893) 47-0853	250		
立川	立川小学校	立山 1272 番地	(0893) 45-0301	260		○
	立川自治会館	川中 1913 番地	(0893) 45-0851	240	否	○
満穂	石畳小学校	石畳 4631 番地	(0893) 43-1679	260		○
	論田自治会館	河内 2545 番地 1	(0893) 43-0347	70		
	河内自治会館	河内 778 番地 1	(0893) 43-0170	160		
	石畳自治会館	石畳 4626 番地	(0893) 43-0337	70	否	

## 2 五十崎地区

地区名	収容施設	所在地	電話番号	収容可能人員	耐震可否	コンクリート構造
五十崎	五十崎小学校	五十崎甲 1485 番地	(0893) 44-2024	260 人	否	○
	五十崎龍王自治会館	五十崎甲 1350 番地 1	(0893) 43-1992	40	否	
	五十崎新町自治会館	五十崎甲 1303 番地 14		40		
	五十崎中央自治会館	五十崎甲 923 番地 2		20	否	
	神南自治会館	五十崎甲 297 番地 2		40		
天神	天神小学校	平岡甲 455 番地	(0893) 44-2219	460		○
	五十崎中学校	平岡甲 1569 番地 9	(0893) 44-2329	0		○
	五十崎体育館	平岡甲 682 番地 1		860		○
	平岡自治会館	平岡甲 1186 番地 4		50		
	東沖自治会館	平岡甲 1895 番地 5	(0893) 43-0382	30	否	
	西沖自治会館	平岡甲 37 番地 1	(0893) 43-0314	60	否	
	柿原自治会館	平岡甲 2133 番地 1	(0893) 43-0389	40	否	
	重松自治会館	重松甲 836 番地 3		30		
御祓	宿福自治会館	宿間甲 297 番地 1		50		
	元御祓小学校	只海甲 456 番地	(0893) 43-0620	210	否	○
	御祓自治会館	北表甲 973 番地 7	(0893) 43-0373	60	否	

## 3 小田地区

地区名	収容施設	所在地	電話番号	収容可能人員	耐震可否	コンクリート構造
参川	元参川小学校	本川 3984 番地	(0892) 52-2307	250	否	○
	参川地区体育館	中川 3356 番地	(0892) 52-2169	300		○
	世善交流センター	上川 2875	(0892) 52-2302	50		
	本川自治会館	本川 570 番地第 1	(0892) 52-2978	110	否	
	中川自治会館	中川 1651 番地	(0892) 52-2982	80		
	上川自治会館	上川 4070 番地	(0892) 52-2987	70	否	
小田	小田小学校	寺村 557 番地	(0892) 52-2318	250		
	小田中学校	寺村 557 番地	(0892) 52-2979	480		
	小田高等学校	寺村 978 番地	(0892) 52-2042	360	否	○
	城の台公園体育館	小田 420 番地	(0892) 52-2020	1,090		○
	立石自治会館	立石 936 番地	(0892) 52-2977	50	否	
	南山自治会館	南山 1199 番地	(0892) 52-2985	50	否	
	寺村自治会館	寺村 1077 番地	(0892) 52-2983	110		
	小田自治会館	小田 343 番地	(0892) 52-2960	130		
	平野自治会館	日野川 544 番地	(0892) 52-2984	110	否	

	立石交流施設	立石 1862 番地		90		
田渡	元田渡小学校	上田渡 294 番地	(089)969-2036	270	否	
	吉野川自治会館	吉野川 59 番地	(0892)52-2981	60	否	
	中田渡自治会館	中田渡 278 番地	(0892)52-2986	160		
	上田渡自治会館	上田渡 805 番地	(089)969-2051	70		
	臼杵自治会館	臼杵 3685 番地	(089)969-2052	40		

※ 学校の避難場所は、原則体育館です。

※ 学校関係の収容人員、耐震可否、構造については、体育館が対象です。

※ 「耐震可否」の欄で、「否の施設」は、地震の規模によっては、使用できません。

※ 「コンクリート構造」の欄で、「○印の施設」は、原子力災害時にコンクリート屋内待機が発令された時、優先的に使用する施設です。

(1) Aレベル「警戒事態」段階

※ゆっくり、はっきり、落ち着いて放送すること。

【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等

(防災行政無線はサイレンを鳴らす。)

こちらは、内子町役場です。

ただいま、四国電力(株)伊方発電所〇号機で事故が発生しました。

現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。

今後、屋内退避や避難が必要になることが想定されています。

町民の皆さんは、外出を控え、テレビ、ラジオなどで状況を確認してください。

今後の町の情報に十分注意してください。

観光客の皆さんは、帰宅の準備をお願いします。

(3回繰り返し)

【メール配信等】

- 事故状況
- 対応状況
- 気象状況 (天候、風向)

## (2) Bレベル「施設敷地緊急事態」段階

※ゆっくり、はっきり、落ち着いて放送すること。

【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等

(防災行政無線はサイレンを鳴らす。)

こちらは、内子町役場です。

ただいま、四国電力(株)伊方発電所〇号機で事故が発生しています。

現在のところ、(放射性物質は外部にもれていません。)

(施設周辺の放射線量率は、 $〇\mu\text{Sv/h}$ を示しています。)

今後、屋内避難や避難が必要になることが想定されます。

町民の皆さんは、外出を控え、テレビ、ラジオなどで状況を確認してください。

今後の町の情報に十分注意してください。

観光客の皆さんは、直ちに町外へ退去をお願いします。

保育所、幼稚園、小、中、高等学校の児童、生徒は、帰宅しますので、保護者の方は、自宅での受入をお願いします。

事業所の従業員の皆さんは、速やかに帰宅してください。

高齢者、体の不自由な方は、早めの避難準備を行ってください。

(3回繰り返し)

【メール配信等】

- 事故状況
- 対応状況
- 気象状況 (天候、風向)

### (3) Cレベル「全面緊急事態」段階

※ゆっくり、はっきり、落ち着いて放送すること。

【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等

(防災行政無線はサイレンを鳴らす。)

こちらは、内子町役場です。

ただいま、四国電力(株)伊方発電所〇号機で事故が発生しています。

現在のところ、(放射性物質は外部に漏れていません。)

(施設周辺の放射線量率は、 $〇\mu\text{Sv/h}$ を示しています。)

〇〇地区の皆さんは、自宅に退避してください。

自宅の窓やドアを閉めて、換気扇、エアコンを止めて外気を遮断してください。

外から帰ってきた人は、顔や手を洗い、うがいをしてください。

あわてずに避難の準備を始めてください。

テレビ、ラジオなどで状況を確認して、今後の町の指示に十分注意してください。

観光客の皆さんは、直ちに町外へ退去してください。

6歳未満のお子さんがある保護者の方は、避難所カードを区長等に渡して、町外の砥部町「指示する避難所」、久万高原町「指示する避難所」、東温市「指示する避難所」、もしくは、西条市「指示する避難所」へ避難を開始して下さい。

(3回繰り返し)

【メール配信等】

- 事故状況
- 対応状況
- 避難の準備

#### (4) O I L運用上の介入レベル「避難指示」段階

※ゆっくり、はっきり、落ち着いて放送すること。

【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等

(防災行政無線はサイレンを鳴らす。)

こちらは、内子町役場です。

ただいま、四国電力(株)伊方発電所〇号機で事故が発生しています。

避難区域、〇〇地区の皆さんは、非常時持出品を確認し、あわてずに避難してください。

自家用車で、自主避難する方は、避難所カードを区長等に渡して、できるだけ近所の方と一緒に乗り合わせて、町外の砥部町

「指示する避難所」、久万高原町「指示する避難所」、東温市「指示する避難所」、もしくは、西条市「指示する避難所」へ避難を開始して下さい。

(避難の途中、〇〇〇でスクリーニング検査を受けてください。)

バス、公用車で避難される方は、〇〇〇(指定している一時集結所)に集合してください。

避難区域、〇〇区域以外の皆さんは、屋内退避を続けてください。

テレビ、ラジオなどで状況を確認して、今後の町の指示に十分注意して、あわてず、落ち着いて行動してください。

(3回繰り返し)

【メール配信等】

- 避難施設、一時集結所の明示
- 避難にあたっての注意点
- スクリーニング実施場所における検査の協力
- 事故状況
- 対応状況

8-11 非常時持出品チェックリスト(様式：暫定版)

● 持ち出すことが必要なもの

■貴重品

品 目	チェック ○	備 考
現金		
預金通帳		
印鑑		
運転免許証		
健康保険証		

■

携帯電話		
携帯電話充電器		
携帯用ラジオ		
予備電池		

■その他個人で必要なもの

医薬品		
乳児用ミルク		
筆記用具		
マスク		
生理用品		

■持ち出した方が便利なもの

懐中電灯		
防寒具		
おやつ(子ども用)		
傘などの雨具		

用語等	説明
安定ヨウ素剤	<p>原子力などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。</p>
屋内退避	<p>窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時環境放射線モニタリングの結果、専門家の助言に基づいて、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)が指示するが、緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもある。</p>
オフサイトセンター	<p>(緊急事態応急対策拠点施設、原子力防災センター)</p> <p>原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し、円滑に推進するための拠点となる施設。対象となる原子力事業者から20km未満の区域に所在し、全国に22箇所ある。</p> <p>(2012年12月現在)</p>
外部被ばく	<p>放射線(アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線)により人体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線に当たっているときにだけに限られ、放射線源から離ればそれ以上の被ばくはなくなる。</p>
緊急被ばく医療活動	<p>原子力災害や放射線事故により被ばくした者あるいは汚染を伴う傷病者に対する医療活動。発災事業者での救護施設、近傍の医療機関、住民の避難所に設けられた救護所などで行われる初期被ばく医療と、地域の基幹的な病院で行われるより専門的な二次被ばく医療、さらに専門的な三次被ばく医療の三段階で構築される。</p> <p>被ばく医療を行う医療機関は、地方自治体または国にあらかじめ指定される。通常の医療に加え、被災者の放射線学的サーベイ、放射性物質による汚染の除去、被ばく線量の指定などを行う。</p>

原子力災害	原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害。(原子力災害対策特別措置法第2条第1項)
原子力緊急事態	施設外あるいは放射性物質の容器外に、放射性物質又は放射線が異常な水準で放出された事態。(原子力災害対策特別措置法第2条第2項)
広域避難所	市町村や都道府県の区域を越えて、大規模な住民の避難が行われた場合に、住民が一時的に滞在する施設。災害対策基本法に規定する広域的一時滞在が行われる施設。
コンクリート建屋への屋内退避	原子力施設等で災害が発生した場合、周辺住民にコンクリート建屋内に退避してもらうこと。コンクリートの建物は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部被ばく、外部被ばくの防護効果が高いと考えられている。このため、屋内退避では被ばくの低減があまり期待できない判断された場合は、指定されたコンクリート建屋への退避が行われる。
除染	衣服などが放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること、除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。緊急時においては、1時除染、2時除染がある。
シーベルト	人体に及ぼす影響の大きさを計る放射線量の単位。 日本人が自然界から受ける放射線量は年間平均 1.5mSv (ミリシーベルト) 程度。胸部レントゲンは 0.3～1mSv (ミリシーベルト) 程度。 単位は、1Sv (シーベルト) =1,000mSv (ミリシーベルト) =1,000,000μSv (マイクロシーベルト) 1mSv =1,000μSv (マイクロシーベルト)
等価線量	放射線は吸収線量が同じでも、種類によって人体への影響が違ふ。臓器や組織が吸収した線量に対し、放射線の種類ごとに影響の大きさを重み付けしたものを「等価線量」という。(単位は、Sv (シーベルト))
予測線量	放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量 (大きさ)。(単位は、Sv (シーベルト))
実効線量	臓器ごとに等価線量と組織加重係数をかけて、全身分を足し合わせたものを「実行線量」という。実行線量は全身の平均的な影響を考慮した放射線量を表す。(単位は、Sv (シーベルト))

スクリーニング	避難住民の被ばくの程度を放射性物質による汚染の有無、被ばく量の測定等により評価、判定し必要な処置を行うためにふるいわけすること。
内部被ばく	経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射線物質が体内に存在する限り続くが、放射線の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。
ベクレル (Bq)	放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1ベクレルは、1秒間に1箇の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。
放射性物質	放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。
放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子(アルファ線、ベータ線など)や高いエネルギーを持った電磁波(ガンマ線)、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。
モニタリング	原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う平常時モニタリングと、原子力災害時に行う緊急時モニタリングがある。
EAL	(Emergency Action Level : 緊急時活動レベル) 緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる、特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態。
EPZ	(Emergency Planning Zone : 防災政策を重点的に充実すべき地域の範囲) 原子力施設において、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性などを踏まえて、技術的見地から十分な余裕を持たせつつ定められた影響の及ぶ可能性のある範囲。これまでの防災指針では、EPZのめやすの基準として行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案して、原子力発電所などを中心として、半径約8~10kmとされていた。
UPZ	(Urgent Protective action Planning Zone : 緊急時防護措置を準備する区域) 福島第一原発事故を踏まえ、「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設定された区域。環境放射線モニタリングによる計測可能な判断基準に基づく避難、屋内退避等を準備する区域。概ね30km。

	IAEA の安全指針 GS-G-2.1 では原発から 5～30km の範囲とされている。
O I L	<p>(Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル)</p> <p>放射性物質の環境放出後に、環境モニタリング等の結果を踏まえ、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行う判断基準。(Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル)</p> <p>放射性物質の環境放出後に、環境モニタリング等の結果を踏まえ、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行う判断基準。</p>
P A Z	<p>(Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)</p> <p>福島第一原発事故を踏まえ、「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設置された区域。予測的な手法による意志決定ではなく、特定の事故事象が発生すれば直ちに避難する放射性物質を含むプルーム(気体状、粒子状の物質を含む空気の一団)が放出される前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域。概ね 5km。</p> <p>IAEA の安全指針 GS-G-2.1 は原発から 3～5 km の範囲とされている。</p>

## 8-13 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋

### ◇ 災害対策基本法第5条第1項「地域防災計画」

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

### ◇ 原子力災害対策特別措置法第5条「地域防災計画」

第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。  
(注：災害対策基本法第四条第一項は都道府県の地域防災計画、第五条第一項は上記参照)

### ◇ 原子力災害対策特別措置法 第10条「原子力防災管理者の通報義務等」

第十条 原子力防災管理者は、原子力事業者の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令)及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通省大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長)に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

### ◇ 原子力災害対策特別措置法 第15条「原子力緊急事態宣言」

第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があつたときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(以下「原子力緊急事態宣言」という。)をす

るものとする。

- 一 緊急事態応急対策を実施すべき区域
- 二 原子力緊急事態の概要
- 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内的の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体(以下「居住者等」という。)に対し周知させるべき事項

◇ 災害対策基本法第 60 条「市町村長の避難の指示等」

第六十条 災害が発生し、又は発生しするおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のために立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のために立退きを指示することができる。